

< 参 考 資 料 >

29財主財第 65 号

平成29年 7 月 21 日

殿

東京都副知事

安 藤 立 美

川 澄 俊 文

中 西 充

山 本 隆

平成30年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待されるものの、潜在成長力や消費の伸び悩み、アメリカの金融政策正常化の影響やアジア地域での景気の下振れリスクなど、今後の景気の動向には注視が必要である。

一方、都税収入については、平成 28 年度の国の税収が 7 年ぶりに前年度を下回る見通しであることに加え、平成 30 年度税制改正に向け、国は本年 4 月より地方消費税の清算基準の見直しの検討を開始するなど、都の財源が奪われる動きもあり、減収のリスクに留意する必要がある。

こうした中、今日の都政には、待機児童の解消、団塊世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えた高齢者対策の推進、災害に強い都市づくりなど、東京が直面する課題の解決に向け、時機を逸することなくスピード感を持って実効性の高い施策を確実に推進していくことが求められる。

同時に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と、次世代に継承するレガシーの構築に向け、万全を期すとともに、国際金融都市の実現や、成長分

野の発展など、世界の都市間競争に勝ち抜き、2020年のその先も、東京が日本の成長エンジンとして、日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していくことが求められる。

都政に課されたこれらの課題に対し、施策を戦略的に展開していくためには、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、不断の改革を進め、施策展開の基盤となる財政対応力を中長期的に堅持していく必要がある。

このため、新たに、客観的事実に基づき事業の妥当性等を検証するエビデンス・ベースによる評価を実施するなど、これまで着実に成果を積み上げてきた事業評価について更なる深化を図り、一つひとつの施策の効率性や実効性の向上につなげていく。

平成30年度予算は、将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京2020大会の成功とその先の未来に向け、東京が持続的成長を続けていくため、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算として、

第一に、東京が直面する諸課題の解決と成長創出に向けて果敢に取り組むとともに、3つのシティの実現、「新しい東京」の創出を目指し、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進すること

第二に、中長期にわたって施策展開を支える強固な財政基盤を堅持するため、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、ワイズスペンディング（賢い支出）で都民ファーストの視点に立った取組を推進すること

第三に、東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に進めることを基本として編成することとする。

したがって、平成30年度予算の見積りに当たり、各局は、この基本方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

- 1 平成 30 年度予算は、東京が直面する諸課題の解決と成長創出に向けて果敢に取り組むとともに、3つのシティの実現、「新しい東京」の創出を目指し、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進し、同時に、中長期にわたって施策展開を支える強固な財政基盤を堅持するため、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、ワイズスペンディング（賢い支出）で都民ファーストの視点に立った取組の推進、さらには東京 2020 大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に進めるため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

- (1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、抜本的な対策が必要な課題に対しては直ちに対応を図るなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとする。

事業評価については、終期を迎える事業の事後検証を徹底するなど、これまで進めてきた取組を不断に実施することはもとより、施設の整備・改修や重要資産の購入等について、統計データや技術的指標などの客観的事実に基づき、事業の妥当性等を検証するエビデンス・ベースによる評価を実施するなど、その取組の更なる強化を図ること。

- (2) 「人が生きる、人が輝く東京へ 重点政策方針 2017」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組をはじめ、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」を着実に推進させる政策の展開については、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」の政策のブラッシュアップについて（依頼）」（平成 29 年 7 月 21 日付 29 政計第 111 号）に基づき、事業案を作成し、必要な経費を要求すること。

なお、事業案のうち、新規・拡充を行うものについてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、「2020 年に向けた実行プラン事業実施状

況調査」の結果を踏まえるとともに、これまでの取組や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

- (3) 「2020改革」の取組に係る事業については、「2020改革プラン(仮称)」について(通知)(平成29年7月21日付29総行革行第322号)に掲げる、局事業の自律的かつ総合的な見直し、業務の効率化、生産性向上といった視点及び「2020改革」の取組の成果(事業ユニット分析等)を十分に踏まえ、必要な経費を見積もること。

- (4) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、平成29年度予算額の範囲内で所要額を見積もること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として平成29年度予算額の範囲内とするが、これにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

- (5) 全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の有効性・実効性の確保につなげていくこと。

(6) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に向けて、後年度の負担を明らかにした上で必要な経費を見積もること。

2 職員定数については、事業評価による検証などを強化し、事務事業の必要性などを厳しく吟味するとともに、民間活力をより一層活用するなど、業務執行方法の抜本的な見直しを図り、人的資源を最大限に活用し、解決すべき重要課題にマンパワーをシフトするなど、職員配置の最適化を進めること。

あわせて、業務を着実に遂行する観点から、多様な人材の確保・活用を進めながら、重層的で機動性の高い執行体制を構築すること。

3 東京都監理団体については、都と共に新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、監理団体に対する財政支出については、事業評価の取組を強化し、都事業としての事業効果や効率性を高めるとともに、団体で実施する妥当性等についても評価を行うこと。

また、監理団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、報告団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を強化し、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等を見直しを積極的に図ること。

5 庁舎など施設の新築、改築及び改修等については、「第二次主要施設 10 年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、あらゆる施設

について、事業の在り方を踏まえた整備の必要性を検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得に係る経費については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

- 6 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

- 7 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の経済・財政一体改革や予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組につい

ては、充当可能な基金の活用に努めること。

8 予算の見積りに当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証すること。

9 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について不断の検証を徹底し、職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

別 紙

区 分	経 費 の 内 容
義務的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの ① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。） ② 公債費及び過年度分利子補給経費 ③ 税連動経費及びこれに準ずる経費
自律的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費 ① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費その他経常的・定型的な経費 ② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの
政策的経費	事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費
指定事業	一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。

平成 30 年度予算編成方針

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響など、今後の景気動向には注視が必要である。

一方、歳入の根幹をなす都税収入は、堅調に推移しているものの、平成 30 年度税制改正において、地方消費税における清算基準の不合理的な見直しが強行され、さらに、31 年度税制改正において、地方法人課税における新たな偏在是正措置の動きもあり、都財政への影響の拡大が懸念されるなど、その先行きは予断を許す状況にない。

こうした中、今日の都政は、ライフステージに応じた切れ目のない支援や待機児童の解消など子供を安心して産み育てられる環境の整備、世界に類を見ない速度で進む超高齢社会への対応、災害に強い都市づくりの推進など、直面する課題の解決に向けた施策を戦略的に展開していくことが求められている。

加えて、日本経済のエンジンである東京は、企業活動を活発化させる成長分野の育成・強化等に取り組むとともに、新たな富の創出に向けて世界中から企業を呼び込むほか、経済活動を支える都市機能の強化についても推進する必要がある。

また、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、日進月歩で発展する I C T・I o T 等の最先端技術の活用が進む現下の社会状況を踏まえれば、都政に求められる役割も多様化・高度化しており、都民目線に立った施策を、時機を逸することなく確実に講じていくことが求められる。

同時に、開催まで 2 年余りとなった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とレガシーの構築に向けて万全を期すとともに、日本各地との連携や観光振興など、日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならない。

このような状況にあって、都がなすべきことは、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像と、その先にある明るい東京の将来「Beyond2020」を見据え、都民ファーストの視点から、実効性の高い施策を構築するとともに、より一層無駄の排除を徹底するなど、不断の改革を進め、施策展開の基盤となる財政対応力を中長期的に堅持していくことである。

このため、全ての事業に設定した終期に基づき、事業評価のマネジメント機能の一層の強化を図るとともに、客観的事実に基づき事業の妥当性等を検証するエビデンス・ベース（客観的指標）による評価を新たに実施するなど、事業評価の更なる深化を図り、一つひとつの施策の効率性や実効性を高めていく。その上で、都債や基金を計画的かつ戦略的に活用し、将来にわたって強固で弾

力的な財政基盤を堅持するとともに、東京が直面する諸課題の解決と成長創出に向けて積極果敢に取り組んでいく。

平成 30 年度予算は、「将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京 2020 大会の成功とその先の未来に向けて、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算」と位置付け、

- 1 「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の 3 つのシティの実現、「新しい東京」の創出を目指し、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進すること
- 2 従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、ワイズスペンディング（賢い支出）で都民ファーストの視点に立った取組を推進すること
- 3 東京 2020 大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に推進すること

を基本として、下記により編成することとする。

記

- 1 安全・安心・元気な「セーフ シティ」、誰もがいきいきと生活・活躍できる「ダイバーシティ」、世界に開かれ成長を続ける「スマート シティ」の 3 つのシティに向けた取組など、「新しい東京」の実現に向けた施策に財源を重点的に配分するとともに、東京 2020 大会の開催準備経費を計上する。

「人が生きる、人が輝く東京へ 重点政策方針 2017」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組をはじめとした、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」の平成 30 年度事業費については、確実に計上する。

- 2 都の行う全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底するなど、スクラップ・アンド・ビルドの視点から、必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評価や実績を踏まえたものとする。

なお、事業評価については、関係部局と連携した取組や、新たな公会計手法を用いたコスト分析の活用など、これまで進めてきた取組を不断に実施す

るとともに、事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の効率性・実効性の向上につなげていく。併せて、新たに施設の整備・改修や重要資産の購入等について、統計データや技術的指標などのエビデンス・ベース（客観的指標）により、事業の妥当性等を評価するなど、その取組の更なる強化を図る。

- (1) 経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を行う。
- (2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保と事業執行の平準化を図っていく。

施設建設等については、「第二次主要施設 10 か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、事業のあり方、必要性などを検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を計上する。

なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

- 3 「2020改革」の取組に係る事業については、局事業の自律的かつ総合的な見直し、業務の効率化、生産性向上といった視点及び「2020改革」の取組の成果（事業ユニット分析等）を十分に踏まえ、所要額を計上する。

- 4 職員定数については、引き続き効率的な執行体制の整備のため必要な見直しを行うとともに、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に掲げる重要課題等に的確に対応するため必要な体制・人員を措置する。

- 5 監理団体については、都と共に新たな都政課題や都民ニーズを的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行う。併せて、経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

また、監理団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを通じ、内容や方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

- 6 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。

- 7 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、税制改正による影響等を含め、年間収入見込額を計上する。
- 8 都債については、将来の財政負担と発行余力の確保に配慮して抑制を基調とし、投資的経費等の財源として適切に活用する。
- 9 基金については、3つのシティ実現に向けた施策展開に必要な財政需要への対応を図るとともに、中長期的な政策展開への備えにも配慮しつつ、戦略的な活用を図る。
- 10 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間内示見込額を計上する。
- 11 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 12 予算の編成に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証した上で、所要額を計上する。
- 13 特別会計（準公営企業会計を含む。）については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。

殿

東京都副知事

川 澄 俊 文

長谷川 明

猪 熊 純 子

平成30年度予算の執行について（依命通達）

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復が続くことが期待されるものの、アメリカと中国との貿易摩擦の激化など、世界経済を巡る環境への懸念や、金融資本市場の変動の影響など、今後の景気動向には注視が必要である。

一方、都税収入は、堅調に推移しているものの、こうした景気動向の影響に加え、平成30年度税制改正では地方消費税における清算基準の不合理的な見直しが強行され、さらに、平成31年度税制改正において、国は、地方法人課税における新たな偏在是正措置を検討するとしており、都財政への影響の拡大が懸念されるなど、その先行きは予断を許す状況にない。

そのため、都民をはじめ、都議会、都内自治体などオール東京で一丸となり、他の道府県とも連携しながら、理解と共感を広げ、あらゆる機会を捉えて都の主張を強力かつ戦略的に展開していく。

こうした財政環境の中、今日の都政は、待機児童の解消や超高齢社会への対応、災害に強い都市づくりの推進など、直面する課題の解決に向けた戦略的な施策の展開とともに、成長分野の育成・強化や経済活動を支える都市機能の強化など、日本経済を牽引する東京の更なる活力向上に向けた取組を推進していくことが求められている。

また、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、ICTやIoT、AIなど、最先端技術が日進月歩で進化する現在の社会状況を踏まえ、都民目線に立った施策を時機を逸することなく確実に講じていく必要がある。

同時に、開催まで2年余となる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とレガシー構築に向けて万全を期すとともに、日本各地との連携や観光振興な

ど、日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならない。

都政に求められる役割が多様化・高度化する今、都がなすべきことは、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像と、その先の明るい東京の将来「Beyond2020」を見据え、都民ファーストの視点から、実効性の高い施策を構築するとともに、不断の改革を進め、施策展開を支える財政対応力を中長期的に堅持していくことである。

こうしたことから、平成30年度予算は、「将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京2020大会の成功とその先の未来に向けて、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算」と位置付け、

第一に、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の3つのシティの実現、「新しい東京」の創出を目指し、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進すること

第二に、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、ワイズスペンディング（賢い支出）で都民ファーストの視点に立った取組を推進すること

第三に、東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に推進することを基本として編成した。

平成30年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の目的が確実に達成されることが極めて重要であり、その趣旨に沿って時機を逸することなく着実に実施する必要がある。

さらに、予算の執行過程においても、事業評価などを通じ、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを不断に行い、一つひとつの事業の効果が最大限に発揮されるよう、従来にも増して創意工夫を凝らし、賢い支出に努めることが一層重要となる。そして、これらの取組による改善の方策については、平成30年度予算の執行のみならず、平成31年度の予算編成にも確実に反映させていかなければならない。

よって、貴職におかれては、現下の都財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

記

第1 全般的事項

- 1 都の行う全ての事業について、予算執行の過程においても、事業評価の取組などを通じ、施策の効率性や実効性をより一層高める努力や工夫を徹底して行い、導き出された改善の方策等を事業計画や執行などに的確に反映していくこと。

また、事業評価の取組については、歳出はもとより、歳入や特別会計（準公営企業会計を含む。）についても、多面的な検証を行い、その結果を執行、歳入確保などに的確に反映していくこと。

- 2 「2020改革」の取組に係る事業については、「2020改革プラン」に掲げられた改革の基本理念や手法などを十分踏まえ、その取組の成果を予算の執行などに的確に反映していくこと。

- 3 予算の執行に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について十分に検証し、その結果を的確に反映していくこと。

第2 歳出について

- 1 「平成30年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から更に精査を行った上で、年間執行計画を策定するとともに、「人が生きる、人が輝く東京へ 重点政策方針2017」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組をはじめとした、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に掲げる将来像の実現に向けた取組など、予算に計上した事業について、時機を逸することなく取り組むとともに、その目的が確実に達成できるよう着実な執行を図ること。

- 2 事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう、その経済性、効率性を確保することはもとより、都民ファーストの視点に立ち、あらゆる創意工夫により経費の一層の節減と都民サービスの更なる向上を図るなど、

各局の責任の下で不断の見直しを行うこと。

- 3 投資的経費については、東京 2020 大会の開催に向けた競技施設等の着実な整備、無電柱化の推進など災害に強いまちづくり、都市機能を進化させる骨格幹線道路等のインフラ整備などに対し重点的に財源を配分したところであるが、執行に当たっては、市場の動向を踏まえ予定価格を適正に設定するとともに、品質確保の観点にも配慮しつつ、迅速な事業着手と発注時期の平準化など計画的な事業執行に努めること。

なお、国庫補助事業については、都への配分状況に十分留意すること。

- 4 東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に推進するなかで、予算執行の過程においても、継続的にコスト縮減を図るなど、不断の見直しを行うこと。

また、共同実施事業については、共同実施事業管理委員会において、経費精査やコスト管理、執行統制の強化等を行うことはもとより、更なるコスト縮減に向けた取組を徹底すること。

- 5 監理団体については、多様な視点から経営改革を進めるとともに、効率的かつ効果的な事業執行を図るよう、適切な指導監督を行うこと。

なお、監理団体を通じて実施している都事業についても、引き続き事業評価を行い、これまでの取組状況、成果等の分析・検証を進め、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

また、監理団体以外の団体を通じて実施している都事業についても事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

- 6 不測の事態に備えるとともに、経費の更なる効率的執行を図るため、局において必要な経費の一部を保留すること。

第3 歳入について

- 1 都税収入については、経済の動向に留意しつつ、課税対象を的確に把握し、脱漏のないように努めることはもとより、区市町村との連携や機動的

な組織運営によって、より一層滞納整理を促進するなど、税収確保に向けた取組を推進すること。

- 2 国庫支出金については、都市基盤の整備をはじめ、ハード・ソフト両面において首都東京が推進すべき取組の重要性を踏まえ国に十分な働き掛けを行い、需要に応じた配分が得られるよう努めること。

また、関係省庁に対し、財源調整措置の廃止など国庫支出金制度の改善合理化について引き続き強く要望することで、国庫補助金の内示に際し、不交付団体に対する特別な調整を行うことのないよう働き掛けること。

- 3 その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、引き続き事業評価を行い、更なる収入確保の取組を進めることで、増収に向けて最大限の努力を図っていくこと。

また、貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

第4 特別会計

特別会計（準公営企業会計を含む。）については、施策の効率性・実効性を一層向上させる観点から、引き続き事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映させていくこと。

第5 予算関係事案の処理について

- 1 予算関係事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものを決定しようとする場合は、財務局に協議すること。

（1）次に掲げるものに係る事案

ア 都政運営に関する一般方針の確定

イ 都が執行すべき事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定、変更及び廃止

ウ 成立した予算に係る事務事業についての基本的執行方針の決定

エ 成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画の設定、変更及び廃止

- (2) 委託料の支出に係る事案のうち、調査委託等で別に財務局長が指定する事案
- (3) 落札差金及び設計差金の使用に係る事案
- (4) 用地会計による用地取得に係る事案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別に財務局長が指定する事案

2 財務局への協議は、知事決定事案については財務局長、局長決定事案については財務局主計部長、部長又は課長決定事案については財務局主計部各課長（財政課長、予算各課長及び公債課長）に対して行うこと。

使用料・手数料の改定等

1 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

2 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率 1.5 倍を限度として改定を行います。

3 対象条例等の数及び影響額（一般会計）

区 分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	11	1.2	0.8
料 額 の 新 設	6	0.0	0.0
合 計	17	1.2	0.8

4 主な改定等項目

(1) 料額を改定するもの

○ 霊園施設の使用料

小平霊園	一般埋蔵施設 (1 m ²)	838,000円 → 856,000円
八王子霊園	芝生埋蔵施設 (1 m ²)	289,000円 → 295,000円

○ 運転免許などに関する手数料

高齢者2時間講習	4,650円 → 5,100円
仮運転免許証交付手数料 (含 再交付)	1,100円 → 1,150円

○ 危険物取扱者に関する手数料

危険物取扱者免状交付手数料	2,800円 → 2,900円
---------------	-----------------

(2) 料額を新たに設けるもの

○ 体育施設の利用料金 (上限額)

オリンピックアクアティクスセンター (仮称)

メインプール (2時間)	入場料有	473,110円
	入場料無	236,560円

海の森水上競技場 (仮称)

競技コース (2,000mコース・1時間)	入場料有	43,550円
	入場料無	21,780円

カヌー・スラローム会場 (仮称)

競技施設 (2時間)	入場料有	338,590円
	入場料無	169,300円

大井ホッケー競技場 (仮称)

メインピッチ (1時間)	入場料有	42,490円
	入場料無	21,250円

アーチェリー会場 (夢の島公園) (仮称)

多目的広場 (アーチェリー利用・1時間)	入場料有	20,430円
	入場料無	10,220円

平成30年度一般会計補正予算について

1 補正予算編成の考え方

「城北中央公園調節池（一期）工事」及び「境川金森調節池工事」の仮契約解除に伴い、再度工事契約手続きを行うための債務負担行為を30年度予算に追加計上した。

2 補正事項

債務負担行為のⅠ（工事請負契約及び物件購入契約等）

区 分	今回補正	既定予算	計
	百万円	百万円	百万円
中小河川整備工事	38,394	34,540	72,934

平成 30 年度予算概要

平成 30 年 4 月発行

印刷物規格表第 2 類

印刷番号 (29) 42

編集・発行 東京都財務局主計部財政課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03-5388-2669

印刷 株式会社 まこと印刷